

第3章 帰還困難区域(浪江町津島地区)

1. はじめに一津島地区について

現地調査3日目にあたる2022年9月27日、私たちは浪江町津島地区を視察した。

浪江町は東西に長いひょうたん型をしており、津島はその西側に位置する。阿武隈山地の山間にいくつかの集落が存在し、それらがまとまって津島地区をなしている。約50世帯・1400人ほどの住民がおり、自然あふれる環境の中、住民同士が互いに協力して受け継がれてきた歴史や伝統、文化を大切に、地域に根付いた生活に楽しみを見出し、生きがいを感じて暮らしてきたという。

しかし、2011年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質は、風に乗って約30キロメートル離れた津島地区に降り注いだ。原発事故により、津島の人々は不条理にも上に述べた暮らしの一切を根こそぎ奪い去られた。津島地区は高濃度の放射能汚染のため帰宅困難区域とされ、何時帰れるか目途もたないまま避難生活は13年目を迎えようとしている。

2. 帰還困難区域への取組

(1) 特定復興再生拠点整備事業について

2017年5月、帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった¹⁷。上記改正後の福島復興再生特別措置法に基づき、2018年4月から特定復興再生拠点整備事業が進められている。同事業は、各市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた認定計画に基づいて、特定復興再生拠点区域の除染や家屋解体等の廃棄物の処理事業を行うことを内容とするものである¹⁸。

津島地区においても、その一部が特定復興再生拠点に指定されており、同拠点内は既に除染が行われ、立入についても公益一時立入等の許可を要しない¹⁹。同事業は、津島地区においては、2018年4月から2023年3月までの5か年計画であり、2023年4月に、同区域内における避難指示の解除がされる見込みである²⁰。しかし、特定復興再生拠点に指定されたのは、津島地区の総面積9550haのうち、1.6%の153haにすぎない（区域内世帯数は、

¹⁷ 復興庁ウェブサイト <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/20170913162153.html> 「特定復興再生拠点区域復興再生計画」（最終閲覧日2023年1月22日）

¹⁸ 環境省「特定復興再生拠点整備事業」 <https://www.env.go.jp/content/900470421.pdf>

¹⁹ 2022年9月時点において

2022年4月1日時点で105世帯254人)。のこる98.4%の土地は特定復興再生拠点外²¹であり、事故後12年余り何らの計画もないまま放置されたため、家屋敷の荒廃が進み田畑は森・林と化している。そのため、特定復興再生拠点区域内のみ避難指示が解除されても、地区の将来は見通せず、また既に大半の家が解体撤去されていて、地域の復興・再生は極めて厳しい状況にある。

(2) 道路際除染について

特定復興再生拠点区域外においても、道路通行者の被ばく線量低減のために²²、道路際から両側20メートルの範囲内において除染が行われており²³、これを「道路際除染」あるいは「際除染」と呼んでいる。もっとも、津島地区において際除染の実施対象となっているのは、拠点区域外にある国道・主要地方道の計7路線であり、際除染すらされていない地域が多く残っている。

3. 「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」について

2015年5月、津島地区住民が原告団を結成し、同年9月に国と東電を被告として、原状回復としての津島地区全体の除染及び避難・被曝慰謝料としての損害賠償を求める訴えが福島地裁郡山支部に提起された。2021年7月30日、原状回復請求については却下、損害賠償については総額約10億円の賠償を命じる判決がなされた²⁴。同年8月12日、公訴がなされ、2023年1月現在、控訴審が仙台高裁に係属中である。

今回、私たちの案内をしてくださったのは、同原告団の団長である今野秀則氏と副団長である佐々木茂氏である。

4. 視察の記録

私たちは、公益一時立入車両通行許可申請を行い、特定復興再生拠点区域外も含めた数か所について、今野秀則氏と佐々木茂氏の案内のもと視察した。ここでは、当日の行程に従って、私たちが廻った場所について記すこととする。なお、特に案内がない限り、説明事項に

²¹ 白地図に落とし込んだとき、そこに避難指示解除の予定日や除染の開始日が何も記されていないことから、「白地（しろじ）地区」と呼ばれている。（三浦英之「白い土地 ルポ福島「帰還困難区域」とその周辺」集英社、8頁）

²² あくまで通行者の被ばく線量低減が目的のため規制解除の対象とはならないが、希望すれば国費による建物解体撤去は行われる。

²³ 範囲内に含まれる土地1筆単位で行うため、20メートル以遠に及ぶ場合もある。例えば、住居としての建物のある土地であれば、敷地から20メートルの所までは除染されるが、逆に言えば敷地から20メートルより離れるとそこは除染されていない土地ということになる。

²⁴ 福島地裁郡山支部判決令和3・7・30判時2499号13頁

ついでに今野秀則氏と佐々木茂氏の説明を聞いて取ったメモと当日配布された資料を基に記載しているが、伝聞過程に誤りの入るおそれは避けがたく、仮に誤りがあるとすればそれは我々の責任である。

(1) 浪江高校津島校

最初に案内されたのは、県立浪江高校津島校である。復興拠点区域内にあり、校門を入ると小さなロータリーがあり、向かって正面及び左側に体育館と校舎が建っており、右側にグラウンドがある。

同校は、県立浪江高等学校の分校的位置づけで、普通科 1 学級 3 学年を設置していた。戦後間もない昭和 23 年（1948 年）4 月に、小高農業高校津葛分校（定時制）として創立後、阿武隈高地における高等教育機関としての機能を果たしてきた。幾たびかの校名変更などを経て、昭和 48 年（1973 年）4 月から、現校名となっている（現在地には平成 3 年（1991 年に移転した）。グラウンド及び体育館は、地区住民の運動・競技・綱引きなど各種競技大会等での利用、交流の場となっていたという。

原発事故直後の 2011 年 3 月 12 日～15 日の間、避難場所となり浪江町中心・沿岸部からの避難者を受け入れた。その際、当校へ向かう自動車が道路に列を作り、教室、廊下、体育館などは避難者であふれ、足の踏み場もないほどだったという。原発事故後、漏れ出した放射性物質は津島地区を汚染し、高い時には $15 \mu\text{Sv/h}$ 程の線量が計測された（復興拠点区域内なのでグラウンドまでは除染されており、私たちの視察当時の線量計は $0.661 \mu\text{Sv}$ を指していた）。放射能の影響により、植えられた松の木に形態異常がでるなどの影響があったという。当校敷地内は除染されているものの、周囲の山の除染は行われていない²⁵。

平成 27 年に募集停止、休校となり、現在も休校中という扱いだが、今野さんはこのまま廃校になるだろうとお話されていた。現在、いたずら等を防ぐため建物の入り口にはベニヤ板が打ち付けられているが、校舎その他の施設は震災当時のまま残されている。

²⁵ 津島地区では井戸水が一般的に使われていたが、山が除染されていなければ井戸水は使えず（井戸水から放射性物質は確認されていないが）、田んぼも畑も使えない。



(2) 今野幸四郎宅

浪江高校津島校を出た後、私たちは今野幸四郎宅へ向かった。住居用建物の手前に庭木等が丁寧に剪定された空間があり、少し高くなったその奥に赤い屋根の邸宅がある。この地域には乳牛系の酪農家が20軒ほどあり、当邸宅の主である今野幸四郎氏も酪農家のひとりとして牛70頭ほどを飼育していた。

震災直後、取れた牛乳を出荷することができなくなったため、津島地区に避難してきた人たちのために牛乳をピストン輸送していた。しかし、避難者に牛乳を分けていた他の酪農家の中には、のちにその牛乳に放射線が含まれていたことがわかり、良かれと思った行為で子供たちに被害が出てしまったのではないかと今なお思い悩み、後悔や自責の念に駆られている人もいるという。2011年3月15日、浪江町は全町避難の決断をするが、酪農家は牛を放り出して避難するわけにはいかず、牛の行く末を見定めてから5月半ばになってから避難したという。残ってしまった牛は最終的には殺処分することになった。

現在、避難先において自営で酪農をやっているのは今野幸四郎氏の御子息のみである（酪農関係で働いている人はいるそう）。震災前の津島地区においては、牛の堆肥を農家に渡す代わりに、田んぼの一部を牧草地にしてもらって提供してもらおうという牧畜連携が取れていたが、避難先ではこれができず、津島地区と同様の酪農経営はできていない。

今野幸四郎氏は、津島に帰って暮らすことを希望しており、庭や家をこまめに整備しにきているという。そのため、草木に覆われてしまった建物も多い津島地区の中で、ここは邸宅周辺もきれいに整備されている。帰還困難区域には年間30回（以前は15回）許可をもらって9:00~16:00に立ち入りできるのみであり、自宅周辺を今でも整備し続けることは「大変な努力」であると今野秀則氏は語っていた。



(3) 田畑の荒廃状況

今野幸四郎宅から国道114号に向かう途中の道は、かつては左側に住宅が数件あり、右側が水田になっていたという。車内から見ると、確かに左側には草木に埋もれて構造物が存在することを確認でき、右側にも草と低木が生えた広い空間があることがわかるが、何も知らない人が通れば見逃されるだろう。

しばらく進むと、原告団の一人の方のお宅が見える。周囲には人の背丈を優に超える草が生い茂っており、建物に至る通路のみ草が刈り取られている（下の写真参照）。この場所は際除染もされておらず、視察当日の線量計は $2.8\mu\text{Sv}$ を示していた（ $15\mu\text{Sv}$ 程度の放射線が計測されることも珍しくないという）。また、復興拠点区域外であり、いまだ除染される計画はない。



(左) 民家までの道を刈り取ったあと (右)、荒廃した田んぼ。

(4) 佐々木茂宅

案内人の一人、佐々木茂氏の自宅は国道114号沿いに建っている。いわゆる際除染

の対象となっているため除染はされているが、建物の前には背丈を超える雑草が茂っており、これをかき分けながら玄関にむかう。建物はその内部も避難した当時のままの状態であり、玄関に入るとたまった湿気と強いカビのにおいを感じた。地震・余震・雨漏り・ハクビシンやアライグマ等が原因で建物内部は荒れており、玄関の天井は抜け、床も抜けてもおかしくない状態である。

かつては高価な庭木も植えられていたが、除染業者が勝手に刈り取ってしまった。

佐々木家はこの地に約300年続いており、現在の建物は昭和45年に建てられたもの。佐々木氏は、私たちに対して、「子供のころからの思い出がこれで全部終わりです。」と語った。福島第一原発の事故が奪ったものは、単なる財産権としての土地建物ではなく、そこに住まう人の記憶や思い出と分かちがたく結ばれたものである。その佐々木茂宅も2023年に解体されるという。



(5) 矢具野地区

請戸川のすぐそばに矢具野の集落があるが、家屋は蔦様の植物に覆われてしまっていた。この地域は復興拠点外であり、かつ、道路交通のための際除染の対象となっていないため除染されていない。2022年夏に住宅内に入った際には、 $17\mu\text{Sv/h}$ 以上の線量が計測されたという。拠点区域でないため国費による建物の解体計画はなく、除染されていないため解体業者も入ってくる事ができない。国が12年間触らなかつた土地であり、建物が朽ちていくのを見ているしかないという。

(6) 高橋養鶏場

沢先地区には、かつて高橋清重さんが経営する養鶏場があり、約4万羽の鶏を飼育・採卵していた。冬は雪が積もる地区だが、鶏が発する熱により雪で鶏舎がつぶれることはなかったという。しかし、震災後の避難によってえさや水を与えることができなくなり鶏は全滅、冬に鶏舎に雪が積もって倒壊してしまった。現在も鶏舎は潰れたままの状態であり、鶏舎であつただろうと思われる構造物はまさに草木に覆われようとしている。

高橋氏は第二次大戦後シベリア抑留を経験し、帰還後に同養鶏場の経営をはじめた。震災後、シベリアの収容所をほうふつとさせるとの理由で仮設住宅に入ろうとせず、仮設住宅では眠れないと津島に逃げ帰り、保護されたこともあったという。

戦前、国策で満州に渡り、敗戦後のシベリア抑留を生き延びたものの、帰国後に根を張った津島の地をも、国と東電が推進した原発による事故によって追われることとなった。



(7) 長安寺

真言宗豊山派の長安寺という寺院がある。津島の住民の御先祖様が多く眠っている。震災後、高線量で納骨できない遺骨を福島市に設けた別院に移す際、70 柱ほどが本殿に安置されていた。現在も別院に 110 柱程が安置されている。

原発事故による避難後に、本殿・客殿・庫裏には猪やハクビシンが侵入し荒らされてしまったため、これらの建物は震災から 1 年後に解体され、現在は更地になっており、お墓だけが残されている。しかし、帰宅困難区域には 15 歳以上の者しか立ち入ることはできないため、しきたりに従った納骨式ができない状態である。

このような状態になったのは、国と東電の責任である、事故を起こしたのは彼らであって私たちのせいではない、と目に涙をためながら話される今野秀則氏の姿が忘れられない。



(左) 残されたお墓 (右) かつて本殿が建っていた場所、現在は更地になっている。

(8) 除染・家屋解体状況

道路より少し高い土地に数件の家屋(跡)が並んでおり、解体・取り壊しが順次すすんでいる。特定復興再生拠点に指定されているのは津島地区の1.6%にすぎず、その部分だけ除染されても地域の将来が見えないことから、解体という選択肢しかないという。津島の住民たちは、一家団欒の象徴たる家を、涙を飲んで解体する決断をしなければならない。

住宅と道路を挟んで反対側の少し低い土地はかつて田んぼであった。震災後、住民が避難してしまったため全て森になったが、現在は草木を伐採し、除染したうえできれいに田んぼとして整備されている(未だ農業の再開はできていない)。定期的に草刈りをしなければあつという間に草木に覆われてしまうため草刈りはなされているが、これをするために他の市町村から往復数時間をかけて作業しなければならず、作業後に手を洗う水なども持ってこなければならないなど、除染した田んぼの管理は大変なものであるという。



写真左側の田んぼは震災後全て森になった。

(9) 津島稲荷神社

平安時代の1181年に建立され、室町時代に当たる1400年に現在地に移転された。

上津島・下津島の住民が氏子であり、定期的に祭り等が行われていた。震災前であれば10月の第一日曜日には例大祭が行われており、私たちが津島を訪問した9月末の時期は、例大祭の準備が行われていた時期だったという。祭りにおいては氏子たちが踊り等を奉納するが、そのための準備・練習が住民同士の交流の場となっていた。この地域には神社・お寺を中核とした交流の場が存在したが、原発事故はそんな住民同士のつながりを一瞬にして奪い、今に至るまでそうした場の喪失は継続している。



神社の参道を下ると旧114号線に突き当たる。以前は家が並んでいる場所だったが、多くが取り壊され又は取り壊しが決まっている。確かに道の両側には、建物があったであろうと思われる空き地があったり、解体を待つばかりの空き家が建っていたりするような状況であった。ここの住民は津島への帰還を望みながらそれが果たせず、時の経過とともに朽ちていく家を見て、泣く泣く自分の代での解体を決断した者が多い。

ここでは偶然居合わせた原告団の男性にもお話を聞くことができた。すでに自宅は解体しており、解体前には床が抜けるような状態だったという。もうすこし若ければ帰還も考えたが、76歳になっており帰ることはできないし、後世に負担を残さない方が良だろうとの判断で解体したと判断の理由を語っていただいた。また、山菜やキノコなど山の自然の物は食べることができない（マツタケから2万ベクレルの放射線量が計測された）ということもお話されていた。原発事故は、住民にとって津島を津島たらしめていたものを毀損し、その回復を困難なものとしている。

(10) 津島支所・開拓碑

(津島支所)

道路から一段高くなっている所に浪江町役場津島支所の建物が残っている。この場所は、昭和 31 年の浪江町と旧津島村の合併までは村役場だった。

福島第一原発の事故発生により、浪江町役場本庁が避難区域に入り機能を果たせなくなってしまうため、3 月 12 日から 15 日までここに浪江町の役場機能が移転された。国や東電から何一つ情報が入ってこない中、3 月 15 日の防災対策本部会議で全町避難が決定され、住民が津島からも避難。以降、未だ帰還は果たされていない（当報告書執筆時において）。

(開拓碑)

この津島支所の入り口付近に、「開拓碑」と呼ばれる大きな石碑が建っている。

第二次世界大戦終結後、食糧増産と民生安定を目的に、満州からの引揚者の二男三男による新農家創設が国の重要施策となった。津島村においても、終戦と同時に役場内に受入事務所を設置し、国有林開放融資金・補助金・物資の配給等の手続を行い、緊急開拓入植事業に取り組んで 356 戸が入植したと記録されている。3ha を開墾すればその土地の所有権を得るとの政策のもと、多くの入植者が土地を開墾したが、それは既存の農家が耕作をしていない土地であり稲作に適さない土地も多く、その暮らしはとてつましいいものであったという。そのため開墾をあきらめた人も多くいたが、残った人たちは懸命に生活し、津島での生活基盤を築いていった。

開墾碑は、開拓農家の業績を後世に示し更なる繁栄と平和を祈念して、昭和 59(1984)年に建立されたものであり、181 名の名前が刻み記されている。

しかし、福島第一原発の事故により、入植者やその子孫は自らが開墾した土地も追われることとなった。生涯にわたり国策に翻弄され、二度も「棄民」となった彼らの絶望は測り知れない。



(写真) 開拓碑

(11) 津島診療所

浪江町国保津島診療所は、震災前津島地区唯一の医療機関だった。原発事故発生後の3月12日、町中心部や原発近傍の沿岸部から8000~10000人とも言われる人々が津島に身一つで避難した。当時、避難してきた人々が医師の診察や薬の処方をもとめて200メートル程の列をなした。

当時の津島診療所の医師だった関根医師は郡山に自宅があり、平日は病院隣の建物に宿泊し、週末に郡山の自宅に帰るとい生活をしてきた。原発事故により津島に多くの人々が避難してきた3月12日は土曜日であり、関根医師は自宅にいたが、診療所の看護師であった今野チヨ氏からの電話で患者が列をなす診療所の様子を聞き、津島診療所での診察を行った。急な避難でカルテもお薬手帳もなく、特に高齢者は服用中の薬名がわからず、又、何の治療をしているのかも失念している患者もおり大混乱となった。また、小さな診療所のため薬の在庫が少なく、すぐに底をついたという。

レントゲン検査のため関根医師は常に線量計を身に付けていたが、3月12日~15日の4日間で、コンクリートの診療所内で診察に携わっていたにもかかわらず、800 μ Svもの被曝数値を示した。



(12) 津島で何を感じたのかー学生の感想ー

現地調査の後、当報告書のもととなるメモを参加学生から提出してもらった。そこで寄せられた津島地区視察についての感想を紹介したい。なお、紙幅の都合上、参加学生全ての感想を乗せることはできないため、寄せられた感想の中から抜粋、引用する。

- 「震災前浪江町では小さいコミュニティではありつつも、匿名性の高い都市とは対比的に、(私達からするとかなり広い意味での)近所間での密接な付き合いがあったこと、そして、そのつながりを住民が大切にしていたことは団長たちからひしひしと伝わってきた。東日本大震災とそれに伴う一連の事故がもたらしたのは、単なる物質的な側面での欠乏以上に人的交流の切断であり、地域の伝統・習俗の衰退であったのだということを感じ知らされた。住民が家屋を壊す決断をするということは、とどのつまり、自らの意思でその家の伝統を切断することを意味する。これもまた、賃貸アパートなどが多

い都市に暮らす私達には中々理解できない点だろう。「自分の代で宿を閉めなければならなくなる」との団長の苦悩は察するに余りある。今回実際に被災した人々の声を聞くことで、どうしても対象者や期限、条件を設けなければならない法律の残酷な面を見せつけられた。もちろんそれは、差額説を通説的見解として、損害を全て金銭で評価し、金銭で損害賠償を行うという民法の制度の限界を既に事前の研究会では理解していたが、やはり実際に現地の人の声を聴くことで改めて突きつけられた現実である。また、そこにはもはや法律では解決しようのない（解決してはならない）領域もあるのである。百聞は一見に如かず、とはよく言うが今回の訪問はまさにその言葉通りであった。」

- 「津島にいくまで、東京生まれ東京育ちの自分にとって、「ふるさとへの想い」「地元との関わり」というものを大切に感じる感覚を持ったことがなかった。実際に津島を訪れその風景を見つ、町民の方々が話されている様子を見て、震災前はここであたたかな人と人とのつながりのもとで、地元を誇りをもって生活されていたのだということを感じ、初めてその感覚に触れた。だからこそ、都会の暮らしとは大きく異なる形、決して便利とは言えないけれどそこでの生活に豊かさを見出し、そこでの幸せの形を大切にされてきた方々に対し、裁判所が「限界集落だから」「避難先の方が便利でよいはずだ」というのは、「常識」という言葉を借りた私見の押し付けであると思った。

（特にお墓に対する価値観は、都会で生活している人とは大きく異なり、お墓を通して先祖とのつながり・土地とのつながりを見出しているからこそ今の場所に存在することに価値があるのであるから、安易に移せばいいといえるものではない。）震災から10年以上が経ち、町全体が自然に飲み込まれつつある中、そこで生きた人々の証を解体することを求めるのは心が痛む。」

- 「帰還困難区域に実際に入ることで、原発事故から10年以上経っても除染が全然進んでいないということを改めて認識した。また、10年以上の年月により家屋や田畑は荒廃しており、その年月の長さも改めて実感した。

今野幸四郎さんの今野牧場と住宅を見させていただき、帰還困難区域にありながら、いつの日かそこへ帰るために定期的に手入れをして今でも住める状態にしているとのことだったが、原告団の方のお話を聞く中で、国が自分の家に帰りたいという人の思いを削ぐような対応をしていることに憤りを感じた。また、泣く泣く愛着のある住み慣れた家を壊さざるを得ない人が多くおり、厳しい状況を目の当たりにした。

そして、拠点区域とされているのは津島地区のごく僅かに過ぎず、その区域は除染されてもそれ以外の区域は高い放射線量のままでは、本当に地域の復興につながるのか疑問に思った。」

- 今回、初めて帰還困難区域に入り、住居や学校、寺社、田畑を見て、原発事故までは津島でも、私たちが日々生活するのと同じような日常が流れていたことを改めて実感し、ある日突然その日常がなくなりふるさとを離れざるを得なくなった人の思いを考えると、現在の法制度のもとでは困難を伴うことは承知の上で、原告団の方がおっしゃ

るように、国策として原発を進めたのだから、国が責任をもってふるさと津島を元通りにしてほしいという切実な訴えはもっともな主張であると思った。」

- 「飲み込み難い感情を無理に飲み込んでお話ししてくださった。何度も乾いた笑い声をあげたり、込み上げる涙を抑えながら話す姿からは、諦観ややるせなさが見えた。心情的には、津島訴訟で勝ってほしいと思うが、うまくいくだろうか。」
- 「福島第一原発は東京に電気を送るためにつくられたもので、そのせいで東京の人たちは何不自由なく過ごしているのに私たちは故郷を奪われこのような思いをしなければならないのかとの言葉を聞いて、東京に住む私たちも原発被災地に対して自分事として関心を持ち続ける必要があると感じた。地区全体の除染を実現することは現実的ではないし、地区住民もそれは十分理解している中、一番重要なことは自分たちの故郷が奪われてしまったという悲痛な思いを多くの人が聞き、その言葉に心寄せることなのではないか。」
- 「15歳以上でないとお墓参りに行けないため、子どもがお墓参りをせずに育ってしまい、お墓や祖先を重んじる心が継がれていかないというお話を伺って、原発事故がもたらしたのは単に自宅に帰れないという問題のみならず、伝統や文化が途切れてしまうという問題もあることを知った。そして、伝統や文化は、自宅に帰れるようになったからといって震災前の状態に戻るものではないため、復興の本質は元の住居で生活できることそれ自体にはないと考えた。同時に、地域の人々の交流も含めた、伝統や文化を震災前の状態にすることを復興の本質とするのであれば、復興の完了は極めて難しい問題であると感じた。」
- 「前二日間では、復興と言っても、直面している課題は、過疎化少子高齢化であり、全国共通の問題に直面しているのだなと思っていたが、3日目で衝撃を受けた。10年以上たっても、いまだ立ち入ることすらままならない地域があることにとても驚いた。自分たちの故郷から突然離れることを強制され、そのまま家を失うショックは想像することができない。家に帰れず、自分の地元が急になくなるというのに、国がそれに向き合わないという状態に陥ったら、言葉も出ない。

こちらに戻ってきてから、津島原発訴訟の一審判決を見た。一審判決の結論は感情的にはおかしいとは思いますが、対抗する法理論がわからない。そして、革新的な法理論が思いついたとしても、どうやって執行するのかもわからない。自分にはどうしようもできないように感じて、無力さを感じた。

3日目に聞いた地元への愛、ただ故郷を返してほしいというお話について、全くその通りだと感じた。しかし、それをどう裁判で法的に意味のある主張に活かすかも、またわからない。

今ローで勉強していることが、今後津島の方々や同じように答えのない問題に立ち向かっている人に将来何かを提供できるかはわからない。しかし、一審で原告代理人が物権的請求権を主張したように、確立した知識を体系的に学んだ先に何らかの糸口は

見えてくるかもしれない。今自分がやるべきことは、目の前のことを一つ一つ丁寧にこなしていくことだと感じた。今は無力さを感じるだけであったが、将来、何か少しでも世の中に提供できるものがあるといいなと思う。」

- 「原発事故の影響が今なお色濃く残っていることがわかった。浪江町の中心部や沿岸部は現在における放射線の被害は少ないため、ひたすら復興に向けて進んでいるように感じたが、津島地区は国も企業も手を付けられておらず、時間が進んでいないようだった。案内を受けている途中何度か町民の方にあったが、全員面識があるようで、今野さんや佐々木さんととても仲良さげに話していた。ある程度都会といわれる場所で育つとなかなかわからないが、一般に田舎とよばれる、昔ながらの相互扶助で成り立っている小規模な社会では、地域内のコミュニティは家族の拡張のようなものなのではないか。ふるさとといわれると、単に生まれた町や幼少期を過ごした街を想起してしまうが、津島地区では先祖から受け継ぎ今後も子孫へつないでいくはずだった、周囲の人や土地との強固で特殊な関係性を含めて意味するのだろう。金銭賠償や代替りの生活場所の用意などでは賄えないと、原告の方々が繰り返し述べるのはそのためだと思う。ただ、それでもやはり、この問題の解決方法が私にはわからないと感じた。」

(13) おわりに

早稲田大学東日本大震災復興支援クリニックは、震災直後から浪江町を中心とした自治体と様々な形で関係を持ち、近年は教員及び学生による研究会と現地での聞き取り調査を活動の中心としてきた（もともと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、現地調査は2019年以來となった）。しかし、帰宅困難区域を視察したのは2021年の現地調査が初めてのことであった。

帰宅困難区域について報道されることはあっても、津島地区のことは知らないという人は多い。当報告書をここまで読まれた方の中にも、津島地区のことを知らなかったという方もいるだろう。クリニックに参加した学生も、研究会を通じて津島のことを知ったという学生がほとんどである（全員かもしれない）。しかし、津島で起こったふるさとの喪失は、住民の生きがいを取り取る重大な事態であり、また、災害によってふるさとが喪失する可能性はどの地でも起こり得る以上、津島のだけの特殊な問題として矮小化すべきものでなく、社会が関心を向けなければいけないものである。このような状況において、近年では津島地区のことを取り扱った一般書がいくつか出版される²⁶など、人々が関心を向け始めている。これも原告団の方々をはじめとする住民の努力によるものだろう。今後もこういった動きがやむことなく、一般社会の人々が関心を寄せることで津島の状況が少しでも良い方向に

²⁶ 三浦英之「白い土地 ルポ 福島「帰宅困難区域」とその周辺」（2020年10月、集英社）、森住卓「浪江町津島 風下の村の人々」（2021年10月、新日本出版社）、三浦英之「帰れない村 福島県浪江町「DASH村」の10年」（2022年1月、集英社文庫）、三浦英之「白い土地 ルポ 福島「帰宅困難区域」とその周辺」（2020年10月、集英社）等

い、また、津島で起きたことを後世に伝え得る記録が残されるようになることを強く望む。当報告書もその一助となることのできるのであれば幸いである。

この章は、主に視察当日に配布された資料と、現地視察の中で今野秀則氏と佐々木茂氏が語られたことについて学生が取ったメモを基にして作成している。そのような伝聞過程を経て作成されているため、当報告書記載の事実について完全な正確性を担保することはできず、当報告書を読まれる方々には申し訳ない思いである。作成過程において脚注に挙げたような書籍を確認したものの、その内容を十分に反映できているとは言い難い。また、未だ津島地区についての資料が充実しているとはいえない状況である。このような観点からも今後の資料の充実が望まれる。

津島視察が行われた 2022 年 9 月 27 日は、本件訴訟の控訴審における第 1 回弁論期日の前日であった。同訴訟の原告団団長である今野秀則氏と副団長である佐々木茂氏には、翌日に仙台高裁での審理を控える中、残暑の津島地区を丸一日案内していただいた。この場をお借りして、お二人と我々の視察に協力していただいた原告団の皆様にご心より感謝申し上げます。

第4章 復興支援と法務

1. 福島で働く弁護士(浜通り法律事務所)

(1) はじめに

現地調査に行く前の準備において、震災の被害を受けた地域について調べていると、様々な法律問題があることが見て取れる。そこで、実際に震災の被害を受けた地域において、震災以前から弁護士として活動している、浜通り法律事務所を訪問した。

平成22年9月に設立した浜通り法律事務所は、JRいわき駅前のLATOV7階に事務所を構えており、5人の弁護士が活動している。今回の調査では、代表の渡辺淑彦弁護士と、私たちの先輩にあたる高橋知稀弁護士にお話を伺った。

(2) 弁護士としての活動

渡辺先生のお話によれば、平成18年頃、相馬地区には渡辺先生の他に弁護士が1人しかおらず、その弁護士の方が亡くなってからは1人で弁護士活動をしなければならなかったそうだ。そのため、渡辺先生は市長に働きかけて弁護士の誘致政策を行い、現在は4事務所まで数を増やしている。また、いわきでも、当時弁護士が15人程度しかおらず、いわきで弁護士に頼ることができずに相馬地区までいく「いわき難民」が発生していたが、現在では40人程度まで増加している。渡辺先生は、「震災前に増やしておいてよかった」と笑っておっしゃっていたが、大変な苦労があったように思う。

渡辺先生のお話の中で、一番印象的だったのは、因果関係の性質の違いと立証の問題である。福島原発事故により強制避難している期間中に死亡した場合、災害弔慰金の請求と東電に対する損害賠償請求の2つが考えられる。いずれも要求される因果関係の度合いは「相当因果関係」とであると表現されるが、実際にはその性質に差があり、前者についてはほとんど「条件関係」で足りるそうだ。他方、東電の賠償については相当因果関係が必要になるところ、その立証は困難であることが多い。まず、死亡者の従前の健康状態が明らかにされる必要があるが、カルテが流されてしまっている場合に限らず、カルテの保存期間を過ぎていたという理由で従前の健康状態を明らかにすることができないケースがあるそうだ。また、カルテを読み解く際には専門知識が必要となるが、そのために意見書を書いてもらうと費用の面で障害となった。

以上のようなご経験から、渡辺先生は医師の先生方と勉強会に参加し、医学に関する知識もつけているそうだ。また、今後に向け、災害が発生した場合、その被害者のカルテについては保存を義務付ける立法をするべきではないかと考えているそうだ。

(3) おわりに

渡辺先生の、実務上の運用を肌感覚で察知して、弁護士としての活動に活かす姿は非常に頼もしく感じた。また、法科大学院生としてエクスターンないしサマークラークに行く法律事務所は、東京のローファームであることが多いから、弁護士の仕事の中でも特殊な世界しか見ていないことを実感した。「裁判所がなくても、近くに法律事務所があるならば相談し

たいというニーズはある」と渡辺先生がおっしゃっていたように、司法過疎地域には法律問題が少ないから弁護士が少ないのではなく、弁護士が自身の都合でその地域に行かないから、弁護士を頼らずに生活する慣習が形成されたと考えるべきである。私たちも自身の進路を考える上で、非常に参考になった。一足先に弁護士となって、渡辺先生の人柄に惹かれて浜通り法律事務所に就職した高橋先生のように、最初から司法過疎地域で働くのも面白いかもしれない。

2. 復興支援法務の可能性

復興支援法務と聞いてように想像できるのは、原発や津波の被害に関する賠償訴訟であろう。実際復興支援法務プロジェクトはそのような取り組みをしてきた。もっとも、現在浪江町を含む被災地で暮らしている人々が直面しているのは、コミュニティの維持・形成のためにどのように雇用を創出し、人手を呼び込むかという問題である。雇用を創出し、人手を呼び込むためには、そこで事業を生み出すことが有効となるだろう。その際には、通常の企業法務と同様に事業において生じる法律問題をクリアする必要があり、そのために弁護士が必要となる場面がある。

福島大学でお話を伺った際、復興をする際には段階があるというお話をいただいた。まずは、人命救助やがれき撤去から始まるが、その後は、街として再形成が復興の目的となり、人を呼び込んだり、雇用を創出したりすることに重点を置くことにシフトしていることになる。このように段階ごとにやることが違う以上は、復興支援法務もその段階ごとに役割が変わるはずである。もちろん賠償問題についての解決も必要ではあるが、それだけでなく、段階ごとにどのような問題が生じているかを把握したうえで、それぞれに合った法的サービスを提供する必要があるだろう。

復興が段階的に変わるものである以上、復興支援法務も段階的に変わるものである。理想としては被害が発生してから、街として自立するまでワンストップで法的問題を解決できる体制が望ましい。自治体の顧問弁護士として活動する等従来から行われてきた方法のほか、全く新しい体制で弁護士が加わる方法を考えることも有益ではないか。

こうしたワンストップの支援をするために必要なこととして、上記のようにシステムを整えることのほか、まず、復興の過程においてどのような法的問題が生じるのか、そして、そうした問題を弁護士が解決することの意義を広く一般の方に知ってもらう必要があるだろう。各現地調査での記録の通り、生じる法的問題はさまざまであるが、いまだ全貌を把握しきれていないだろう。これまでの記録を参照したうえで、時間的にどのような変化を遂げたのか、各分野においてどのような問題に直面しているのかを整理したうえで、被災からこれまでに生じた法的問題をまとめる必要があるのではないか。そして、法的問題を把握し、法律家がかかわる体制が作れたとしても、更に生じる問題として、一般に弁護士ができることと実際に弁護士が頼られることには差があるということである。弁護士に頼らない社会である日本において、どれだけ弁護士がかかわるか、弁護士として立ち入ることの意義をど

れだけ伝えられるかが今後重要となるだろう。

弁護士資格のない復興支援法務プロジェクトの学生としてできることとしては、法的問題を聞き取ることが重視して現地調査を継続し、被災から現在に至るまでにどのように状況が変わるかを把握すること、そして、弁護士のできることを積極的に広めていくことではないだろうか。単に状況を知ることから、復興支援法務を一つの確立したパッケージにするためにどうすべきか、今後考えていくべきではないだろうか。

第5章 最後に一あるべき法曹像一

復興支援クリニックは、法曹養成機関である法科大学院の教育活動の一環である。特に、現場で被害者を始めとする当事者と直接対話する機会は、法曹としての自らの将来を考える良い機会である。今回の現地調査に参加した学生は、あるべき法曹像として何を考えたのであろうか。

第一は、社会の矛盾・不条理に直面した場合、社会に働きかけ社会を動かす弁護士である。ある学生は次のように感想を述べている。「弁護士には個人で社会を動かす力があると改めて実感した。例えば、浜通り法律事務所の渡辺先生は、2006年に2,3人しかいなかった浜通りの弁護士数を増加させるために、市長に掛け合うなどして弁護士の誘致を進めたそうだ。弁護士としてそのような活動をして自分自身のお金になるわけでも、見知った依頼者の利益になるわけでもないが、必要とあれば社会のために献身する姿に感銘を受けた。もちろん、職業として弁護士になるのであれば、自身の生活や依頼者のために働くことも重要であるが、自身には社会を動かす力があると自覚して、行動を起こすことも時には必要である。これは誰からも強制されることもないから、自ら現状に満足することなく実行する必要がある。意思を高く保つことは難しいかもしれないが、将来自身が法曹になった後、現状に満足して安住することなく、社会にとって不都合があると気づいた時には、それを黙殺することなく、挑戦していきたいと思った。」

第二は、社会の隅々で働く弁護士の可能性である。別の学生は、次のように語っている。「現地調査やその後のインターンを踏まえて思ったのは、弁護士のできることを思った以上に多いことである。事業を行うに際してはありとあらゆる場面で何らかの法律問題が生じる。それを解決するのがいわゆる企業法務なのであろうが、企業法務としてできることは無限にあり、弁護士が事業に携わる場面は多数あることに気づいた。一方で弁護士が目立っている印象がないのは、一般に弁護士が出る場面であっても話し合い等によって解決していたことが多いことからであろう。そして、それで済んでいる場面がほとんどであったのだろう。弁護士ができることがあるからと言って、弁護士が出る必要とは直ちに言えない。話し合い等により自主的に解決できるのであればそれでよく、本当に必要な場面のみ弁護士が出てくるとするのが適正であろう。これから法曹になる身としては、弁護士としてできることの中でも弁護士が必要な場面でサポートができるように、弁護士が必要な場面を分析したうえで、一般の人に適切に発信できる法曹になりたい。あるべき法曹像としては出しゃばらず、おとなしくなりすぎず、あらゆる場面において適切に登場する法曹像を挙げたい。」

第三は、依頼者の痛みを自分の痛みとして感じる事ができる弁護士である。また別の学生は、「世の中の事象を『自分事』としてみることでできる者であること」は1つ大事なことでと思う。法律家は自分の目の前に案件がきてそれを引き受けてはじめて「自分がやるべきこと」の輪郭が明確になる。だからこそ、それ以外のことを無関係と思えば、関わらない

こともできる。しかし、世の中には法律問題になりうることが多くあり、さらには法律問題になりうることを自覚していない人もたくさんいる。だからこそ、法律家が現に案件として引き受けるか仕事とするかどうか、という次元より一歩前の次元で、社会のいろんな事象にアンテナを張って法律家としてできることはあるのかと考える姿勢を持つことが大切ではないか。現に、浜通り法律事務所の渡辺先生はそういったアンテナを張って活動されている印象を受けたし、SAKURA でのお話を聞いて感じたことでもある。」

この他にも、「根気よく解決策を考えられる法律家」、「できる限りのことを尽くす法曹」、「アイデアの選択肢を広くもつ法曹」など様々な感想が寄せられている。そして何よりも、現地調査に参加したことから、実際に現地で、被害者と同じ空気を吸い、同じ景色を眺めながら、その声を聞くという、現地調査の重要性を多くの学生が強調している。

教室の中だけにいては、まっとうな法曹は育たないことを、福島の人々が教えてくれたことに、法科大学院の一教員として感謝する。

以上